

令和 6 年度(2024 年度)

# 新座市行政評価 外部評価報告書

【評価対象：令和 5 年度(2023 年度)実施分】

令和 6 年(2024 年)10 月  
新座市政策評価委員会

## 目次

1. 新座市政策評価委員会の概要	P	2
2. 外部評価の概要	P	3
3. 外部評価の評価対象	P	4
(1) 審査対象施策の選定の視点	P	4
(2) 令和5年度の審査対象施策	P	5
4. 評価	P	6
(1) 審査対象施策に対する評価	P	6
(2) その他の施策についての意見	P	11
(3) 評価方法についての意見	P	12
5. 参考資料	P	13

## 1 新座市政策評価委員会の概要

新座市政策評価委員会（以下「委員会」という。）は、学識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱した10人以内で構成し、市の総合計画に掲げた施策について、その推進に係る状況を評価検証することを役割としています。具体的には、市が実施した内部評価について、学識経験者や関係団体、市民の目線で、その妥当性等を評価検証します。

また、委員会は、総合計画の推進に関し必要な事項についての調査審議や助言、次年度の市の取組についての助言等を行います。

なお、デジタル田園都市構想総合戦略及び行財政改革推進実施計画の進捗状況に対する評価についても、併せて行います。

### 評価の対象とする三つの計画

<b>総合計画</b> 内容：行政運営全般 現計画：第5次新座市総合計画（令和5年度～令和14年度）
<b>地方創生総合戦略</b> 内容：人口減少克服、地域活性化 現計画：新座市デジタル田園都市構想総合戦略（令和5年度～令和9年度）
<b>行財政改革推進実施計画</b> 内容：行政事務の効率化、行政サービスの向上 現計画：新座市行財政改革推進実施計画（令和5年度～令和9年度）

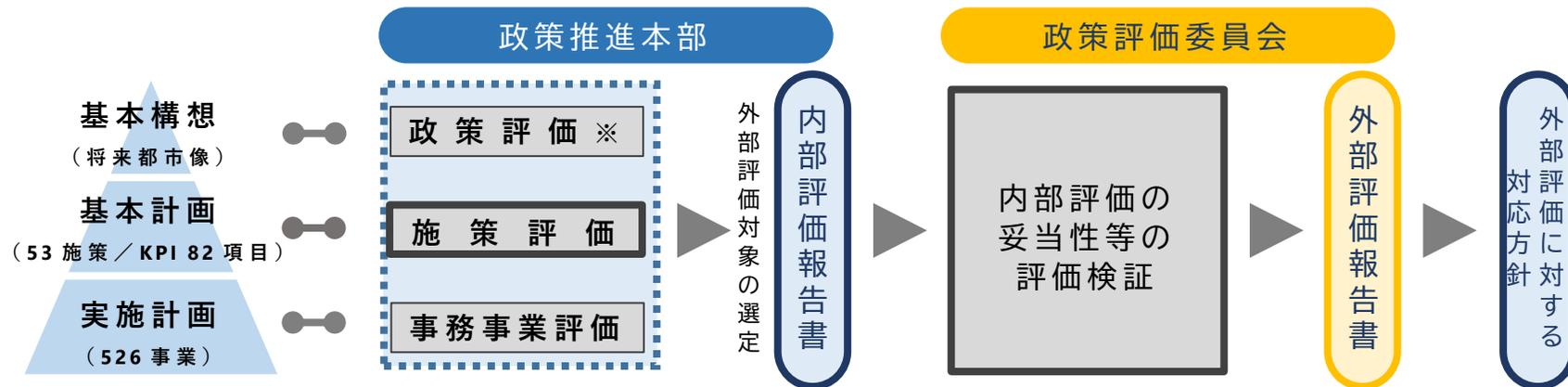
## 2 外部評価の概要

市では、第5次新座市総合計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開し、PDCAサイクルに基づいた市政運営を推進するため、行政評価に取り組むこととしています。

行政評価では、まず、市長を本部長とする新座市政策推進本部を中心とした全庁的な連携の下で、市が内部評価を実施します。内部評価実施後、委員会において外部評価を実施します。

外部評価では、特に施策の達成状況等が必要な施策等について、内部評価結果の妥当性等を審議します。委員会における審議結果については、外部評価報告書としてまとめ、市に提出します。外部評価報告書における指摘事項については、市がそれに対する対応方針を検討し、検討結果を公表します。

評価の結果は、次年度（評価実施翌年度）の実施計画の策定や予算編成に活用します。また、現年度（評価実施年度）の事業展開に対しても、各課が自主的に改善・見直し作業に反映します。



※政策評価は、計画の中間年度又は最終年度（総括）で実施予定。

### 3 外部評価の評価対象

第5次新座市総合計画の外部評価においては、53施策の中から以下の視点を踏まえて、新座市政策推進本部において選定された4施策を審査対象としました。

また、新座市行財政改革推進実施計画の評価については、令和5年度の重点取組事項を審査対象とし、本書とは別に取りまとめます。

なお、新座市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）の評価については、第5次新座市総合計画前期基本計画と一致させる形で策定しているため、第5次新座市総合計画の評価と一致しますが、総合戦略でのみ掲げた成果目標の達成度については、計画の最終年度において評価を行う予定です。

#### (1) 審査対象施策の選定の視点

##### 審査対象施策の選定の視点

- ① 計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
- ② 施策の達成状況等の確認が必要な施策（進捗に遅れのある成果指標等に着目）
- ③ 現年度（評価実施年度）・前年度（評価対象年度）に市が重点的に取組を進めており、委員会で審議する必要性の高い施策
- ④ その他、外部有識者及び市民の目線で議論することが特に有意義であると考えられる施策

## (2) 令和5年度の審査対象施策

令和5年度実施分の外部評価の対象施策とその選定理由は次のとおりです。

基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】 第2節 学校教育

施策 ①教育内容の充実 ②教育活動の質の向上 ③教育環境の整備・充実

- 本市では、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを実現するため、教育DXを推進しています。令和5年度は、教育ネットワーク等の入替えや中学校に電子黒板を導入するなど重点的に取組を行いました。また、良好な教育環境の確保のため、小・中学校の校舎や給食室などの施設整備を実施しました。⇒選定の視点③に該当

基本政策5 安全・安心を実感できるまち【安全安心】 第1節 危機管理

施策 災害に強いまちづくりの推進

- 令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、当該施策の方向性を改めて確認する必要があると判断しました。⇒選定の視点①に該当
- また、当該施策の主な施策展開の進捗状況について、「C評価（やや遅れている）」となったものが、他の施策と比較してやや多い状況でした。⇒選定の視点②に該当

## 4 評価

前述の施策について、内部評価に基づく担当課との質疑応答などを踏まえ、審査した結果、審査対象の4施策に係る市の内部評価結果（施策の達成状況：A順調に推移した、Bおおむね順調に推移した、C進捗が遅れた）は、全て妥当であると判断しました。今後、より効果的に施策を推進するための意見を以降に取りまとめました。

### (1) 審査対象施策に対する評価

- ・ 教育内容の充実、教育活動の質の向上及び教育環境の整備・充実について

施策名	施策展開	内部評価	外部評価
		施策の達成状況	内部評価の妥当性
教育内容の充実	(1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 特別支援教育の充実	B：おおむね順調に推移した	妥当と判断
教育活動の質の向上	(1) 教員の指導力の向上 (2) 豊かな心の育成	A：順調に推移した	妥当と判断
教育環境の整備・充実	(1) 教育施設・制度の充実 (2) 地域と共にある学校づくりの整備・充実 (3) 就学・進学への支援 (4) 学区域の弾力的運用	A：順調に推移した	妥当と判断

## 教育内容の充実、教育活動の質の向上及び教育環境の整備・充実に対する附帯意見

- 不登校については、単に「不登校を減らす」ということではなく、「不登校となった児童・生徒をどれだけフォローやケアできているか」にも着目すべきである。不登校状態を解消することが問題解決となるかはケースバイケースであるため、児童・生徒一人一人の状況に合わせた支援をできているかを評価すべきである。
- 多様性の社会の中、不登校が必ずしも悪いということではなく、それぞれの事情に合わせてこどもとその家族を含めたケアを行うこと。
- ダイバーシティや多様化という言葉は広がりつつあるが、社会についていけない子をかかえる親や共働きのため子どもに手を掛けられない家庭もある中で、学校の役割は大きい。特に小中学生の子どものメンタルケアを重視し、子どものケアに取り組むことに期待する。
- 外部講師による教職員への研修会は非常に良い。教育は大きく変わっており、教員もその時代にふさわしい教え方が必要である。そのため、新しい知見を取り入れるためにも、引き続き実施すべきである。
- 教員の負担軽減のため、東京都が実施している「エデュケーション・アシスタント」の配置などを検討するべきである。

【参考】施策領域「学校教育」のKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2
主体的・対話的で深い学びの実施	小5 4.0p 小6 4.0p 中1 4.0p 中2 3.8p 中3 3.8p	小5 3.8p 小6 3.8p 中1 4.0p 中2 3.8p 中3 3.8p	平均4.1pまで上げる	<b>B</b>
県学力・学習状況調査における、学力レベルを伸ばした児童生徒の割合と学力の伸び率	《小学校》 5年 76.1 2.6 6年 74.8 2.2 《中学校》 1年 70.6 2.0 2年 57.0 1.0 3年 67.6 2.0	《小学校》 5年 59.9 1.2 6年 76.8 2.4 《中学校》 1年 63.7 1.5 2年 49.5 0.6 3年 50.9 0.5	《小学校》 平均80%の児童を伸ばしかつ 学力レベルを平均2.6に上げる 《中学校》 平均70%の生徒を伸ばしかつ 学力レベルを平均2.0に上げる	<b>C</b>
不登校の割合	小学校 1.19% 中学校 4.98%	小学校 2.19% 中学校 5.75%	小学校 1%未満 中学校 4%未満	<b>C</b>
規則正しく健康的な生活を送っている児童生徒の割合：朝食を食べる（全国学調）	小学校 88.5% 中学校 79.7%	小学校 93.1% 中学校 90.6%	小学校、中学校 90%	<b>A</b>
運動やスポーツが好きだと答えた児童生徒の割合（全国運動能力・運動習慣等調査）	《小学校5年》 男子 89.0% 女子 80.1% 《中学校2年》 男子 83.8% 女子 77.0%	《小学校5年》 男子 88.9% 女子 79.9% 《中学校2年》 男子 86.8% 女子 71.9%	全国平均を上回る ※参考令和3年全国平均 《小学校5》 男子 91.0% 女子 83.7% 《中学校2》 男子 87.5% 女子 75.5%	<b>B</b>
新体力テスト 絶対評価上位3ランクの児童の割合	小学校 77.4% 中学校 82.4%	小学校 77.1% 中学校 80.7%	小学校 80% 中学校 85%	<b>B</b>
老朽化対策を実施した校舎数（完了数）	0校	0校 (着工数1校)	4校	<b>B</b>

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

・災害に強いまちづくりの推進について

施策名	施策展開	内部評価	外部評価
		施策の達成状況	内部評価の妥当性
災害に強い まちづくりの推進	(1) 防災意識の啓発と防災行動力の向上 (2) 防災体制の充実 (3) 消防体制の充実	B：おおむね順調に推移した	妥当と判断

附帯意見

- 個別避難計画については、プライバシーの問題や、機関連携の難しさ等が考えられる。対象者の状況も様々であるため、手法について対象者の所管と連携して検討する必要がある。
- 避難所では乳幼児向けの粉ミルクなどの備蓄がほとんどないとのことだが、市として子育て支援を重視しているのであれば、子育て世代向けの備蓄にも力を入れるべきである。
- 女性の視点を取り入れた防災対策や要配慮者への支援が遅れているため、改善が必要である。
- 防災の取組では、自主防災会や町内会の活動に頼り切っているように感じるが、それだけでなく若い人たちが自主的にまちのために何かしたい、という気持ちが出てくるような取組を行う必要がある。また、危機管理部門だけで取り組むのではなく、地域活動の部署とも連携すること。

【参考】施策領域「危機管理」ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2
防災訓練を実施する自主防災会数	61団体	61団体	61団体	<b>B</b>
実施回数	34回	43回	70回	
参加者数	1,630人	4,800人	6,000人	
消防団員数	187人	192人	235人	<b>B</b>
自主防犯パトロールを実施する団体数	78団体	78団体	91団体	<b>C</b>

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

## (2) その他の施策についての意見

施策領域	意見
子ども・子育て施策の充実	○ 国のこども大綱の見直しに伴い、市の計画のK P Iの見直しを検討すべきである。
就学前教育の充実	○ 子育てに関する講座への参加率のK P Iの評価では、就学前健診時に実施している講座を評価の対象としているが、子育てに関する講座は、子育て支援センター、児童センター、公民館等でも実施されており、実際は参加されている方もいる。
行政の効率化・高度化の推進	○ A I・D Xの分野は変化が著しい。アンテナを高くして他自治体の先行事例から市民サービスの向上につながるような生成A I等の活用の幅を広げる必要がある。 特にグリーン・トランスフォーメーションやS D G sの推進と結びつける取組を検討すべきである。

### (3) 評価方法についての意見

- 施策評価シートの中に、課題意識を共有できるような記載と実際の実施内容についての具体的な記載を加えてほしい。特に「教育内容の充実」においては、市とのやり取りの中で不登校児に対して様々な取組が行われていることが分かったが、評価シート中にも記載するよう改善すること。
- 「災害に強いまちづくりの推進について」の災害発生時における情報の伝達の課題について、市から事前質問の回答として述べられたとおり具体的に取組まれているようだが、防災は市民の関心が高い分野であるため、施策評価シートにも具体的な取組を記載すべきである。
- K P Iの達成度と質的な評価である施策の進捗状況と全体的な評価である施策の達成状況にズレが生じることについて、判断基準を整理しつつ、客観的に分かりやすいよう説明を追加すべきである。
- K P Iの達成度と施策の進捗状況の評価を一つのマトリックス的に評価すると、K P Iと現場の声を総じて評価できるものと考えられる。
- 施策評価シートの構成について、K P Iを施策領域ごとではなく、施策ごとに紐づけること。
- K P I項目「老朽化対策を実施した校舎数」の実績について、実施状況に対する誤解が生じないように補足を追記すること。
- 全般的に形式的・総花的な記述が多いと感じた。例えば「今後の方向性」の欄などで、「喫緊の課題」や「重要な課題」などを挙げてそれに対してどのように対処していくかの方向性を記述するなど、行政の内部・関係者・市民それぞれにとってより有用な内容やメッセージを盛り込んでいくなどの工夫をすること。
- 外部評価における意見が、次年度にきちんと反映されることを期待する。

## 5. 参考資料

### 新座市政策評価委員会条例

<p>○新座市政策評価委員会条例</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月24日 条例第1号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市の総合計画について、その推進に係る状況を評価検証するため、新座市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 総合計画の推進に係る評価に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の推進に関し市長が必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係団体の代表者</p> <p>(3) 市民</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。</p>	<p>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	---

## 委員名簿

番号	区分	氏名	所属
1	産業関係	津川 清美	(公社) 朝霞法人会女性部会新座支部長
2	教育機関	◎星野 敦子	十文字学園女子大学 副学長
3		○坪原 紳二	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部長
4		安藤 道人	立教大学 経済学部 経済学科 教授
5	金融機関	土屋 俊弘	埼玉りそな銀行新座支店長
6	弁護士	村上 俊之	村上法律事務所
7	子育て関係団体代表者	坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク代表理事
8	デジタル分野	堀切 達也	中央情報専門学校校長
9	市民	古屋 忠	公募市民

※敬称略

※◎は委員長、○は副委員長